

とちぎ賃上げ・業務改善奨励金 Q & A

Q 1 奨励金の対象事業者は。

A 1 県奨励金の対象となる事業者は、令和6年度の栃木県最低賃金が決定された日(令和6年8月30日)以降に、国の業務改善助成金の交付決定通知を受け、令和7年2月28日までに国助成金の支給決定通知を受けている事業者になります。

Q 2 国の業務改善助成金の対象となる設備投資等はどのようなものですか。

A 2 国助成金の対象となる設備投資等は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等になります。

国の申請マニュアルには、在庫管理の短縮のためのPOS(ポス)レジシステム導入、送迎時間短縮のためのリフト付き特殊車両の導入、国家資格者による経営コンサルティングなどが具体例として挙げられております。

(POS: Point Of Sale (販売時点情報管理))

Q 3 2024.8.1に国助成金の交付決定を受けましたが、県奨励金の対象となりますか。

A 3 2024.8.30以降に国助成金の交付決定を受ける必要があるため、対象外となります。

Q 4 国助成金の交付決定を受けました。県奨励金の申請は可能ですか。

A 4 県への申請書類の添付書類として、国助成金の支給決定通知書が必要です。

支給決定通知書を受け取ったあとに、申請をお願いします。

提出期限に間に合うよう、余裕を持った事務処理をお願いします。

Q 5 県奨励金の申請書類は、全て揃わないと申請できないでしょうか。

A 5 原則一式揃った状態で御提出ください。

Q 6 社会保険労務士等が代理で申請書類をしている場合、申請書の担当者欄は書類を作った社会保険労務士で良いですか。

A 6 県からの問い合わせに対応可能であれば、差し支えございません。

Q 7 申請書の書き方で分からないところがあります。

A 7 栃木県労働政策課労働経済・福祉担当にお気軽にお問い合わせください。

電話番号: 028-623-3217 Mail: rousei@pref.tochigi.lg.jp

Q 8 国の業務改善助成金について詳細を知りたい場合はどこに連絡すればよいですか。

A 8 厚生労働省が設置しているコールセンターにお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440